

平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業
公募要綱

平成 30 年 6 月
厚生労働省健康局健康課

I 事業の目的

予防接種後に健康被害を受けた方に寄り添った支援を行うため、健康被害者の現状を把握し、今後の具体的な支援策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

II 公募事業の概要等

1 事業概要

予防接種による健康被害としての認定を受けて障害児養育年金または障害年金を受給している者について、本人や家族が置かれている状況、各種サービスの利用状況、特に希望するサービス、予防接種健康被害救済制度等への要望等を調査把握する。

(1) 以下の項目について調査を実施し、集計・分析結果をとりまとめる。

なお、調査方法・調査項目等の設定や集計・分析については、必要に応じ、有識者※、医療関係者及び自治体等の意見を聴取しつつ、厚生労働省健康局健康課予防接種室と協議の上、実施する。

- ・ 本人と家族の現在の状況について
- ・ 現在利用している福祉制度について
- ・ 地域との関わりについて
- ・ 本人と家族の今後の生活の展望について
- ・ 公益財団法人予防接種リサーチ・センター及び当該財団が実施する事業の利用状況等について
- ・ 成年後見制度の利用状況等について
- ・ その他必要な事項

※ 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会委員及び同分科会の下に設置された部会委員等

(2) 調査に当たっては、自治体の協力を得るものとする。

また、インターネットの活用など、費用削減が期待できる効率的な方法で実施する。

(3) 本調査結果については、厚生科学審議会などに報告する場合がある。なお、厚生科学審議会などへの報告においては、必要に応じ厚生労働省において内容を調整する場合がある。

2 採択方針

(1) 予算額 6, 838千円

(2) 事業期間 厚生労働省から交付基準額等の決定通知がなされた日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日以後であって実際に事業を開始する日から平成30年度中の実際に事業が終了する日まで。

Ⅲ 公募に関する諸条件等について

1 法人の業務

法人の業務は、別添「平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に規定する事業を行うこと。

2 応募資格者

- （１）本事業を的確に遂行するに足る能力及び資質を有すること。
- （２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （３）厚生労働省から補助金等の交付停止等の処分を受けている期間中でないこと。

3 事業実施期間

厚生労働省から交付基準額等の決定通知がなされた日又は平成 30 年 4 月 1 日のいずれか遅い日以後であって実際に事業を開始する日から平成 30 年度中の実際に事業が終了する日までとする。

なお、採択後は、本事業の目的を達成することなく事業を途中で中止又は廃止することがないこと。

4 補助基準額等

（１）補助基準額

厚生労働大臣が認めた額

（２）補助率

定額（対象経費の 10 / 10）

（３）補助対象経費

平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業を行うために必要な諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費）、委託費（前記の経費に限る）

5 応募に当たっての留意事項

（１）補助金の執行について

本事業に要する経費については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき補助金が交付されるので、補助金の不適正な使用が認められた場合は、採択の取消、補助金の交付決定の取消、返還等の処分を行うことがある。

なお、本取扱いについては、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（２）法令等の遵守について

事業の実施にあたっては、法令、条例、倫理指針等を遵守すること。

厚生労働省は、法令等の遵守状況を調査する場合があります、法令等に違反して事業

を実施した場合は、採択の取消、補助金の交付決定の取消、返還等の処分を行うことがある。

なお、本取扱いについては、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(3) 応募期間

応募期限は、平成 30 年 7 月 26 日（木）まで（必着）とする。

なお、受付時間は、9：30～12：00 及び 13：00～17：00 とし、土・日・祝日の受付は行わない。

応募書類の提出は郵送によることができるが、簡易書留等配達されたことを証明できる方法で送付することとし、応募期限内に必着とする。

(4) 提出方法

原則として郵送とするが、直接持参することも可とする。ただし、直接持参する場合は、事前に厚生労働省に連絡すること。FAX 又は電子メールによる提出は不可とする。

なお、郵送の場合は、簡易書留等配達されたことを証明できる方法で送付することとし、封筒には「平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業に関する応募書類」と朱書きにより明記すること。

(5) 提出先

厚生労働省健康局健康課予防接種室健康被害救済給付係
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-5253-1111（内線 2078）

(6) 提出書類

ア 事業の実施に係る次の書類

- ・平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業への応募について（別紙 1）
- ・事業実施計画書（別紙 2）
- ・所要額内訳書（別紙 3）
- ・事業実施体制（任意様式）
- ・事業実施スケジュール（任意様式）
- ・賃金、諸謝金、旅費の支給基準（法人の内規等）（任意様式）
- ・委託費の内訳（任意様式）

イ 法人の概要、活動状況等に係る次の書類（任意様式）

- ・定款又は寄付行為等
- ・役員名簿
- ・法人の概要や経歴が記載された資料
- ・法人の経営状況に関する資料（財務諸表等）

ウ その他参考となる資料（任意様式）

※採択に当たっては、外部の有識者で構成する委員会による審査を行う予定しているため、委員会の指示により、別途追加資料の提出を求めることがある。また、提出された応募書類等は返却しない。

(7) 提出部数

(5) ①②③の書類 10部

※正本1部、副本9部。カラー両面印刷とし、原則として左上をホチキスで止めること。

(8) 実施条件

ア 実施法人は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める事項を遵守すること。

イ 事業の成果及び公表

本事業の成果である報告書については、事業を実施した法人に帰属するが、当該報告書の利用によって、法人が相当の利益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがある。

また、事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表等を行う場合は、あらかじめ厚生労働省に協議するとともに、本事業の成果である旨を明らかにすること。なお、当該報告書については、本事業による成果である旨を明らかにした上で、厚生科学審議会等に報告する場合がある。

ウ 実施法人は、本事業の実施に当たっては速やかに責任者を選任し、その旨を厚生労働省に報告すること。なお、当該責任者は、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任すること。

エ 実施法人は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することができない場合には、遅滞なくその旨を厚生労働省に連絡し、その指示を受けるものとする。

オ 実施法人は、随時、厚生労働省に事業の進捗や作業内容等を具体的に報告し、情報共有すること。

カ 実施法人は、本事業の実施において、厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業実施過程で生じた納入成果物等に関する情報を本事業の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

キ 本事業の実施において、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら厚生労働省の責任に帰す場合を除き、事業実施法人は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

ク 本事業の実施において業務上知り得た情報については、開示、漏洩、目的外使用をしないこと。

ケ 事業実施法人の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、すべて事業実施法人の責任において処理すること。

コ 本要綱に記載のない事項及び事業実施法人で判断することが困難な事項等については、あらかじめ厚生労働省と協議の上、事業を実施すること。

Ⅳ 応募法人の審査について

1 審査の方法

実施法人の採択については、健康局健康課において応募要件に該当する旨を確認した後、健康局健康課に設置する「予防接種健康被害者実態調査事業実施法人審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査基準に基づき審査する。

（１）事前確認

次のいずれかに該当する場合は、事前確認で不採択とする場合がある。

- ・平成31年3月31日までに事業が終了しない計画である場合
- ・別に定める実施要綱と事業計画の内容が明らかに合致していない場合
- ・委託料の占める割合が国庫補助所要額の50%以上である場合
- ・Ⅲ5（５）に定める書類に不足がある場合

また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず返却する。

- ・法人格のない団体による応募の場合
- ・複数の法人が連名で応募している場合
- ・Ⅲ5（３）に定める応募期限を過ぎて応募書類が提出された場合

（２）審査委員会における審査

事前確認において問題が認められなかったものについては、応募書類について審査委員会における書類審査を行い、その結果に基づき予算の範囲内で採否を決定する。また、必要に応じてヒアリング審査を実施する場合がある。なお、審査は非公開で行い、その経緯については通知せず問い合わせにも応じない。また提出された応募書類等は、返却しない。

2 審査の主なポイント

（１）事業計画の適合性・妥当性

- ・事業計画が、実施要綱の要件に沿う内容となっているか。
- ・効率的・効果的な事業計画となっているか。
- ・事業を実施するために必要な体制（人員、事務処理体制（国庫補助金の事務処理を含む）、管理体制等）であるか。
- ・事業実施スケジュールが妥当か。
- ・有識者、医療関係者及び自治体関係者等への意見の聴取方法が妥当か。

（２）実施体制・能力

- ・経営状況に問題がないか。
- ・事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・必要以上に外部委託を行っていないか。
- ・事業に不要な費用を計上していないか。
- ・本事業に対する十分な理解があるか。

本要綱に関する照会先

厚生労働省健康局健康課予防接種室健康被害救済給付係

TEL 03-5253-1111（内線2078）

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省健康局健康局長 殿

法人等名称
代表者
役職
氏名

印

平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業への応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

- 1 事業の実施に係る次の書類
 - ・ 事業実施計画書
 - ・ 所要額内訳書
 - ・ 事業実施体制
 - ・ 事業実施スケジュール
 - ・ 人件費、賃金、諸謝金、旅費の支給基準
 - ・ 委託費の内訳
- 2 法人の概要、活動状況等に係る次の書類
 - ・ 定款又は寄付行為等
 - ・ 役員名簿
 - ・ 法人の概要や経歴が記載された資料
 - ・ 法人の経営状況に関する資料（財務諸表等）
- 3 その他参考となる資料

<事務担当者の連絡先>

郵便番号
住 所
所 属
氏 名
電話番号
F A X
メールアドレス

別紙 2

事業実施計画書

法人等名称	代表者名
	※職名も記載すること

① 国庫補助所要額	千円 ※別紙 3 「所要額内訳書」における国庫補助所要額欄と一致
② 事業実施予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
③ 事業計画 ※事業内容及び手法等を明確に記載	

※提出に当たっては、日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いること。各項目の記入量に応じて、適宜、欄を引き延ばして差し支えない。

別紙 3

所要額内訳書

法人等名称	代表者名
	※職名も記載すること

1 国庫補助所要額

支出予定額 A	寄附金その他の収入予定額 B	差引所要額 A－B	国庫補助所要額
円	円	円	円

※「国庫補助所要額」は、「差引所要額」の千円未満を切り捨てた額を記入すること。

2 支出予定額の内訳

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
平成30年度予防 接種健康被害者 実態調査事業			円	
諸謝金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金				
保険料				
委託費				

3 寄附金その他の収入の内訳

区分	収入予定額	内訳
寄附金	円	
その他	円	

※提出に当たっては、日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いること。各項目の記入量に応じて、適宜、欄を引き延ばして差し支えない。

平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業実施要綱

1. 目的

予防接種後に健康被害を受けた方に寄り添った支援を行うため、健康被害者の現状を把握し、今後の具体的な支援策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 事業内容

予防接種による健康被害としての認定を受けて障害児養育年金または障害年金を受給している者について、本人や家族が置かれている状況、各種サービスの利用状況、特に希望するサービス、予防接種健康被害救済制度等への要望等を調査把握する。

(1) 以下の項目について調査を実施し、集計・分析結果をとりまとめる。

なお、調査方法・調査項目等の設定や集計・分析については、必要に応じ、有識者※、医療関係者及び自治体等の意見を聴取しつつ、厚生労働省健康局健康課予防接種室と協議の上、実施する。

- ・ 本人と家族の現在の状況について
- ・ 現在利用している福祉制度について
- ・ 地域との関わりについて
- ・ 本人と家族の今後の生活の展望について
- ・ 公益財団法人予防接種リサーチ・センター及び当該財団が実施する事業の利用状況等について
- ・ 成年後見制度の利用状況等について
- ・ その他必要な事項

※ 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会委員及び同分科会の下に設置された部会委員等

(2) 調査に当たっては、自治体の協力を得るものとする。

(3) 本調査結果については、厚生科学審議会などに報告する場合がある。なお、厚生科学審議会などへの報告においては、必要に応じ厚生労働省において内容を調整する場合がある。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業公募要綱により、採択された法人とする。

4. 経費負担等

国は、予算の範囲内で予防接種健康被害者実態調査に係る経費について別に定める基準（平成 30 年度予防接種健康被害者実態調査事業交付要綱）により補助するものとする。

5. その他

その他の必要な事項については、厚生労働省健康局健康課予防接種室と協議の上、決定する。

6. 実施時期

この要綱は、平成 年 月 日より適用する。

(予算成立日又は平成 30 年 4 月 1 日のいずれか遅い日)